

改正

平成20年12月22日規則第88号  
平成21年1月26日規則第5号  
平成22年4月1日規則第55号  
平成23年3月22日規則第14号  
平成27年4月1日規則第27号  
平成28年4月1日規則第62号  
平成30年12月26日規則第82号

長浜市企業立地促進条例施行規則

長浜市工場設置奨励に関する条例施行規則（平成18年長浜市規則第107号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長浜市企業立地促進条例（平成19年長浜市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- （1）投下固定資産 新增設された工場等に係る固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）のうち、当該工場等における事業の用に直接供するもので、かつ、当該新增設された工場等で事業を行う者が所有するもの
- （2）試験研究施設 営利を目的に研究開発等を行う施設をいい、工場等又は6次産業化施設等に併設されるものを含む。
- （3）長浜サイエンスパーク立地事業者 長浜サイエンスパークにおいて事業を行うため、平成22年度末までに当該事業の用に供する工場等の建設に着工した者をいう。
- （4）長浜市中心市街地活性化基本計画区域内立地事業者 長浜市中心市街地活性化基本計画区域内において、平成25年度末までに博物館の建設に着工した者をいう。  
（製造業等に該当する事業）

第3条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる事業とする。

- （1）大分類E（製造業）に該当する事業
- （2）大分類G（情報通信業）のうち小分類391のソフトウェア業、401のインターネット付随サービス業及び細分類3921の情報処理サービス業に該当する事業
- （3）大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）のうち小分類711の自然科学研究所に該当する事業。ただし、営利を目的として行うものに限る。
- （4）大分類O（教育、学習支援業）のうち細分類8213の博物館で企業活動として一般に公開する事業  
（6次産業化施設等に該当する施設等）

第3条の2 条例第2条第3号に規定する規則で定める施設等は、次に掲げる事業とする。

- （1）植物工場 施設内で植物の生育に関わる環境因子（光、温度、湿度、養水分、二酸化炭素

等)を高度に制御して、野菜等の植物を年間を通じて計画的に生産することができる施設園芸を営む事業

(2) 加工施設 市内において生産された農林水産物を主な原料又は材料として製造、加工する事業

(3) 物販飲食施設 市内において生産された農林水産物又は市内において生産された農林水産物を主な原料若しくは材料として調理したものを販売する事業

(4) 試験研究施設 日本標準産業分類に掲げる産業の大分類L(学術研究、専門・技術サービス業)のうち小分類711の自然科学研究所に該当する事業。ただし、営利を目的として行うものに限る。

(5) 第1号から第4号までに掲げるもののほか、市長が地域経済の活性化及び新規雇用創出に資すると認める施設

(指定の要件等)

第4条 条例第4条第1項の規定により、指定を受けようとする事業者は、事業者指定申請書(様式第1号。以下「指定申請書」という。)に、工場等又は6次産業化施設等新增設計画書(様式第2号)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、指定申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、指定の要件を満たすと認められる事業者に対し、指定書(様式第3号)を交付するものとする。

3 指定の要件は、別表第1に定める。

(事業開始等の届出)

第5条 指定事業者は、指定の対象となった工場等又は6次産業化施設等の操業を開始した後速やかに、事業開始届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の内容)

第6条 条例第5条に規定する助成金の交付要件等は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請等)

第7条 助成金の交付の申請は、助成金交付申請書(様式第5号)に別表第3に掲げる書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、助成金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 長浜市補助金等交付規則(平成18年長浜市規則第36号。以下「補助金等交付規則」という。)第14条に規定する実績報告は、前条第1項に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 補助金等交付規則第15条に規定する確定通知は、前条第2項に規定する補助金等交付決定通知をもってなされたものとみなす。

(指定申請内容の変更)

第9条 条例第7条の規定による届出は、指定内容変更等届出書(様式第7号)により行うものとする。

(地位の承継申請)

第10条 条例第9条の規定による承継の申請は、地位承継申請書(様式第8号)に承継を証明する

書類を添えて市長に提出するものとする。

(補則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は補助金等交付規則によるほか、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、平成20年1月1日(以下「施行日」という。)以後に指定を受けた事業者について適用し、施行日前に指定を受けた事業者については、この規則による改正前の長浜市工場設置奨励に関する条例施行規則の例による。

(長浜市税規則の一部改正)

3 長浜市税規則(平成18年長浜市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「申請書等」を「申告書等」に改め、同条中「不均一課税申請書」を「不均一課税申告書」に、「工業生産設備を事業の用に供した日を含む年分に係る固定資産税の申告書の提出期限(1月31日)」を「年度の初日の属する年の1月31日」に改め、同条を第14条の3第1項とし、同条に次の2項を加える。

2 条例第54条の4の規定の適用を受けようとする者は、農村地域工業等導入促進法工業等導入地区に係る固定資産税の不均一課税申告書(様式第58号の3の2)及び明細書(様式第58号の3)を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

3 条例第54条の5の規定の適用を受けようとする者は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律集積区域に係る固定資産税不均一課税申告書(様式第58号の3の3)及び明細書(様式第58号の3)を当該年度の初日の属する年の1月31日までに市長に提出しなければならない。

様式第58号の2を次のように改める。

様式第58号の2(第14条の3関係)

様式第58号の3を次のように改める。

様式第58号の3(第14条の3関係)

様式第58号の3の次に次の2様式を加える。

様式第58号の3の2(第14条の3関係)

様式第58号の3の3(第14条の3関係)

(平成23年3月31日までの間における特例措置)

4 平成23年3月31日までの間における長浜市企業立地促進条例施行規則別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1工場等立地助成金及び別表第2工場等立地助成金の項中「1億円以上」とあるのは「5千万円以上」と、「10人以上」とあるのは「5人以上」と、別表第2雇用促進助成金の項中「10人以上」とあるのは「5人以上」とする。

附 則(平成20年12月22日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年1月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る指定の要件について適用し、同日前の申請に係る指定の要件については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日規則第14号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年12月26日規則第82号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 別表第1 (第4条関係)

助成金の種類	指 定 の 要 件
工場等立地助成金	次の各号のいずれにも該当する事業者。ただし、条例第2条第1項第1号の製造業等のうち、農業、林業及び漁業を目的として行うものを除く。 (1) 工場等に係る投下固定資産の取得価額の合計額（以下「投下固定資産額」という。）の見込額が1億円以上であること。ただし、第3条第2号若しくは第3号に規定する事業を営む事業者（以下「情報通信業等事業者」という。）又は長浜サイエンスパーク立地事業者にあつては5千万円以上であること。 (2) 当該工場等を事業の用に供する日（以下「事業開始日という。」）において新たに増加する常用雇用者の見込数が5人以上であること。
インキュベーションセンター発立地助成金	次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、市長が必要と認める者 (1) 本市の区域外に所在する公的インキュベーションセンターに入居していた者で、当該公的インキュベーションセンターから退去し、本市の区域内において工場等を賃借するもの。ただし、長浜バイオインキュベーションセンターに入居する者は除く。 (2) 長浜バイオインキュベーションセンターに入居していた者で、本市の区域内に工場等を賃借するもの
6次産業化施設等立地助成金	次の各号のいずれにも該当する事業者 (1) 長浜北部都市計画特定用途制限地域の決定（長浜市決定）のうち、小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区又は市長が認める隣接地において、造成済

	<p>の用地を取得（賃借等を含む。以下この項において同じ。）する場合にあつては取得後3年以内に、未造成の用地にあつては取得後5年以内に事業を開始する者</p> <p>(2) 取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であることとする。</p> <p>(3) 事業開始日において新たに増加する常用雇用者の見込数が10人以上であること。ただし、試験研究施設については、見込数が5人以上であることとする。</p> <p>(4) 設備投資額が、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。以下同じ。）にあつては1億円以上、それ以外の者にあつては3億円以上であること。ただし、試験研究施設に対する設備投資額は、中小企業者にあつては3,000万円以上、それ以外の者にあつては1億円以上であること。</p> <p>(5) この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。</p>
--	---

別表第2（第6条関係）

助成金の種類	助成要件	助成額	限度額	交付申請時期	交付期間
工場等立地助成金	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 指定を受けた工場等（以下「指定工場等」という。）に係る投下固定資産額が1億円以上であること。ただし、情報通信業等事業者又は長浜サイエンスパーク立地事業者については5千万円以上であること。</p> <p>(2) 指定工場等の事業開始日において新たに増加した常用雇用者の数が5人以上であること。</p> <p>(3) 事業開始日までに、本市との間に環境保全協定を締結してい</p>	<p>指定工場等の投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に、当該賦課された年度に応じ、次に掲げる助成率を乗じて得た額</p> <p>第1年度：100%</p> <p>第2年度：75%</p> <p>第3年度：50%</p> <p>ただし、指定工場等が試験研究施設の場合、長浜サイエンスパーク立地事業者又は長浜市中心市街地活性化基本計画区域内立地事業者である場合にあつては、投下固定資産に対し賦課された固定資産税</p>	<p>年 額</p> <p>100,000千円</p>	<p>事業開始日後において、当該指定工場等の投下固定資産に対し固定資産税が課されることとなった年度</p>	<p>指定工場等の投下固定資産に対し初めて固定資産税が賦課された年度から起算して3年。ただし、指定工場等が試験研究施設の場合、長浜サイエンスパーク立地事業者又は長浜市</p>

	ること（ただし、博物館は除く。）。	額に相当する額			中心市街地活性化基本計画区域内立地事業者である場合には、4年
インキュベーションセンター発立地助成金	次の各号のいずれかに該当する事業者であること。 （1）本市の区域外に所在する公的インキュベーションセンターに入居していた者で、当該公的インキュベーションセンターから退去し、本市の区域内において工場等を賃借するもの。ただし、長浜バイオインキュベーションセンターに入居する者は除く。 （2）長浜バイオインキュベーションセンターに入居していた者で、本市の区域内に工場等を賃借するもの。	賃借する工場等（以下「賃借工場等」という。）の床面積1平方メートルにつき月額700円。ただし、月の途中において賃借を開始又は終了した場合は日割りにより算定した額とする。	年額 300千円	賃借工場等に係る賃借料を初めて支払った日の属する月の翌月の末日。ただし、当該初めて支払った日の属する月が3月である場合は、同月の末日	賃借工場等に係る賃借料の3年分
雇用促進助成金	次の各号のいずれにも該当する事業者であること。 （1）工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金を受けることができる者であること。	長浜市に住所を有する増加雇用者1人につき10万円	10,000千円	工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金の交付	工場等立地助成金又はインキュベーションセンター発立地助成金の交付

	<p>(2) 工場等立地助成金を受けることができる者にあつては、指定工場等の事業開始日において新たに増加した常用雇用の数のうち、長浜市に住所を有する者の数が5人以上であること。インキュベーションセンター発立地助成金を受けることができる者にあつては、賃借工場等において事業を開始した日において新たに増加する常用雇用のうち、長浜市に住所を有する者の数が5人以上であること。</p>			申請時期	期間。ただし、当該増加雇用者については、1回限りとする。
6次産業化施設等立地助成金	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 長浜北部都市計画特定用途制限地域の決定（長浜市決定）のうち、小谷城スマートIC周辺の地域産業誘導地区又は市長が認める隣接地において、造成済の用地を取得（賃借等を含む。以下この項において同じ。）後3年以内に、未造成の用地にあつては取得後5年以内に事業を開始すること。</p> <p>(2) 取得する用地の面積が、1,000平方メートル以上であること。</p>	<p>6次産業化施設等を新增設するために要した経費のうち、事業用地にあつてはその購入及び造成に要した経費、家屋及び償却資産にあつてはその取得に要した経費を合計した額の2分の1以内。ただし、他の法令等により既に国、県等の補助金等制度の対象となつた経費を除く。</p>	200,000千円	事業開始後3か月以内	助成金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

<p>ただし、試験研究施設については、専ら試験又は研究の業務に使用する床面積が200平方メートル以上であることとする。</p> <p>(3) 事業開始日において新たに増加する常用雇用者が10人以上であること。ただし、試験研究施設については、5人以上であること。</p> <p>(4) 設備投資額が、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。以下同じ。）にあっては1億円以上、それ以外の者にあっては3億円以上であること。ただし、試験研究施設に対する設備投資額は、中小企業者にあっては3,000万円以上、それ以外の者にあっては1億円以上であること。</p> <p>(5) この規則に基づく他の助成の措置の対象とならないこと。</p>				
--	--	--	--	--

備考

- 1 工場等立地助成金の額を算定するに当たり、当該指定工場等の用に直接供する家屋の敷地である土地が地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第2号に規定する固定資産に該当せず、土地開発公社に対し固定資産税を課せられることとなる場合で、当該土地開発公社に課せられた固定資産税額に相当する額を当該指定工場等に係る事業者が負担するときは、当該負担する額を投下固定資産に対し賦課された固定資産税額に加算するものとする。
- 2 条例附則第3項の規定により、固定資産税の不均一課税を受けた者については、この表の規定中「投下固定資産に対し賦課された固定資産税額」とあるのは「条例附則第3項の規定



の適用がないとした場合において投下固定資産に対し賦課されるべき固定資産税額」と読み替えるものとする。

別表第3（第7条関係）

助成金の種類	指定申請書添付書類	交付申請書添付書類
工場等立地助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款又は規約</li> <li>(2) 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）</li> <li>(3) 財務諸表（個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等）</li> <li>(4) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 固定資産税課税証明書、償却資産申告書の写し及び配置図</li> <li>(2) 市税の納税証明書（当該年度の固定資産税完納後に交付を受けたもの）</li> <li>(3) 投下固定資産明細書（投下固定資産の種類及び取得金額がわかる書類を添付すること。）</li> <li>(4) 労働者名簿の写し（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に基づくもの）</li> <li>(5) 環境保全協定の写し（ただし、博物館は除く。）</li> <li>(6) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>
インキュベーションセンター発立地助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款又は規約</li> <li>(2) 法人の登記事項証明書（個人にあっては住民票の写し）</li> <li>(3) 財務諸表（個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等）</li> <li>(4) 公的インキュベーションセンターに入居していたことを証する書類</li> <li>(5) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 賃貸借契約書の写し</li> <li>(2) 市税の納税証明書</li> <li>(3) その他市長が必要と認めるもの</li> </ul>
雇用促進助成金		労働者名簿の写し（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に基づくもの）。ただし、インキュベーションセンター発立地助成金の指定事業者に限る。

<p>6次産業化施設等立地助成金</p>	<p>(1) 定款又は規約  (2) 法人の登記事項証明書（個人にあつては住民票の写し）  (3) 財務諸表（個人にあつては所得税青色申告決算書又は収支内訳書等）  (4) その他市長が必要と認めるもの</p>	<p>(1) 労働者名簿の写し（労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に基づくもの）  (2) 造成に要した経費を証する書類（未造成の用地を購入又は賃借した場合に限る。）  (3) 設備投資額を証する書類の写し（土地、家屋及び償却資産の売買契約書等）  (4) 公共職業安定所が発行する事業所台帳異動状況照会の写し  (5) 事業計画を証する図面（位置図、配置図、設計図）  (6) 土地登記事項証明書の写し  (7) 土地の売買契約書、賃借契約書又は地上権設定契約書の写し  (8) その他市長が必要と認めるもの</p>
----------------------	---	---